

あさご 農業委員会だより

インタビュー

地域計画を策定してどうでしたか？

地域計画とは？

これまで「守ってきた」農地のうち、将来にわたって「守るべき」農地を確実に利用し、次の世代に引き継ぐため、『将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか』『地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか』ということについて、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となつて地域の課題について話し合い、将来の農地利用の姿を明確化し、その実現を目指す。

計画の策定には期限が定められており
令和7年3月31日

が期限となつています。

今回は、地域計画を策定され、朝来市のホームページで公開されている地域の方4名に、地域計画策定にあたって苦労したことや工夫したことなどをインタビューしました。今後、地域計画を策定する際の参考にしてみてください。

田中区

対象地域

山東町栗鹿地域
田中区

農地面積

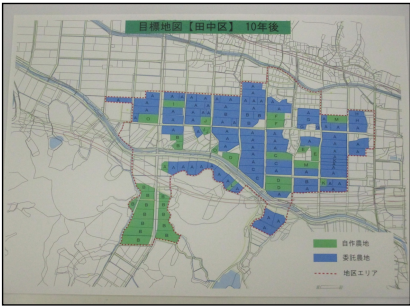
28ヘクタール

お話しいただいた方

石原 武美さん

地域計画策定での経過で、苦労した点や取りまとめで特に留意した点についてお聞きしました。

当地区は令和6年2月に取りまとめを完了しすでに朝来市



久世田区

対象地域

和田山町竹田地域
久世田区

農地面積

36ヘクタール

お話しいただいた方

高本 知宜さん

作成期間はどのくらいですか？

現況地図作成に一週間、将来地図作成に一週間で、修正にそれぞれ一日です。PDFビューワーというソフトで色塗りしました。

地域の会合は開けましたか？

地域計画の説明を市役所に行っていた後、役員会でどうするかを決めたのち、あとは任せたとのことだったので、会合は一回だけです。なぜそれで済むかというと、久世田区の場合、その集積率が六割近くあったのと、地域計画とこの見直しについていくことが前提となつていたので、しっかりと作るのには現況地図については集落としてこうあつたら良いという理想を創ること、大切であると考えているからです。また、現況地図と何も変わらない将来地図を作ってしまうと見直しの手間も増えてしまうと思います。

将来地図は了解してもらえましたか？

常会でカラーコピーを配って了解を得ました。皆さん特に異論は無く、こつちに移つたら良いやなどと、積極的な方もいらつしやいました。その時点でもうやめるという人だけ将来の耕作者から抜きました。あとの人はアンケートでも続けていくということだったので、面積はそのままで地図上の場所だけ移動しました。将来本当にどうなるかは誰にもわからないので、そういう方向で進みましょうと

いうことが重要だと思います。

地域計画の作成で苦労したところはありますか？

久世田区の場合は、前提として地域計画関連の土地改良事業を行いたいというのがある、土地改良を行う範囲をすべて含めるために、範囲をどこまでにするかという線引きが難しくなりました。立地条件等をみての妥協点を考えるのが苦労しました。

工夫したところは何ですか？

工夫したのは、耕作面積が少し多くやっている人を塗り分けること、その人たちが将来どうしたいかというのは反映しています。あと、地図の色塗りに対して、配色もそうですが、色分けの区分をどうするかは難しくなりました。最初は年代別で色塗りするべきかなと思います。そうすると、一番危機感のある農地がわかるので、それをふまえて次のステップで集積・集約を考えて色塗りをすると思います。



今後他地区で作成すると、経験上こうしたほうが良いというようなアドバイスはありますか？

他地区の説明会の内、集積・集約が目的の地域計画なので、『田んぼにいくらしがみついても墓までは持つていかれへん』と、『かっこいい大人は引き際は自分で決めるもんだ』というのが一点、この二点だと思います。ということをお話しました。

反発はなかったですか？

地元の間が言ったら大変なことになるかもしれないけど、よその人間が言っているから反発は来ません。集落内の若手の人たちからは拍手もいただき、諸先輩方も結構うなづいておられました。地域計画の上で重要なのは次の世代に何をどうやって繋いでいくかっていうところが重要なので、現況地図が出来上がったから将来地図は耕作者ごとに農地を集約したものをつくつてやればいいと思います。『こういう形にする！』というのではなく、『こういう風に将来進んでいきますか』くらいの地域計画じゃないと

対象地域

和田山町糸井地域
和田区

農地面積

21ヘクタール

お話しいただいた方

中島 勝也さん

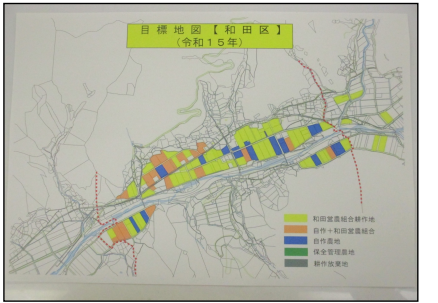
和田区では、独自のアンケートを作成し地域計画の作成に取り組みました。回答者が答えやすいよう調査項目を絞り、回答方法も選択方式にするなど工夫を施しました。

アンケートを実施したのは昨年の7月。調査項目は①現状の耕作状況②5年後の農地の意向③10年後の農地の意向

など、目標地図を作るうえで最低限の項目に絞りました。

(裏面に続きます)

総会での審議件数	審議内容		3月	4月	5月	6月	7月	計
	農地法第3条	農地の売買・貸借	7	4	5	10	6	32
	農地法第4条	農地の自己転用	1					1
	農地法第5条	農地の転用売買・貸借	1	2	1	3		7
	非農地証明申請		3	2	2	2	2	11
	農業経営基盤強化促進法による農地の貸借		16	13	19	3	3	54

(和田区インタビュー
続き)

くきつかけとなった。地域計画は毎年見直しができる。今後、地域計画の提出がないと補助金申請ができなくなる可能性もある。他地域も積極的に取り組んでほしい」と話されました。

(取材…梶原・久)

東区

対象地域

山東町栗鹿地域
東区

農地面積

15ヘクタール

お話しいただいた方

中尾 孝幸さん

地域計画作成部の中島さんは「後継者の方の状況聞き取りなど、個人事情に触れる部分もあり、気を使った」と話されました。回答期限も工夫しました。提出期限をお盆の帰省時に土地について家族で相談してもらうことを考慮して、8月31日に設定。アンケート回収後はそれを基に10年後の農地の姿を予測。その他にも農地の問題点の洗い出し、地域計画対象農地エリアの確定作業を行い、地域計画を完成させました。

区域の状況など

面積の把握について、当地域は営農組合組織、人・農地プランに取り組んでおり、普段から農地に関心度が高かったと見受けられます。

また、作成に向けて農業者及び非農家にも二度のアンケート調査を行い、状況把握に努めたとのこと。

今回、地域計画を作成したことで「区内の農地が明確になり、地区の農地を区民で守る意識がより根



解であつたと思われる。

将来のあり方など

この項については、模範解答で他地域でも引用できるものでもしたが、十年後までに早期の見直しが必要との意見もお伺いしました。

地域が前項の目標を達成するためには、担い手を中心に農地中間管理機構を活用、集積・集約を進めるなど、他に非農家も参加して草刈り隊を組織し、年3回の作業により農家と交流を図っているとのこと、素晴らしいアイデアだと思います。

総面積が15ヘクタールを下回る地域ではありますが、計画を作成する中で、考え方に相違はないと思います。

(取材…大田垣・奥)



農産物直売所紹介②

道の駅但馬のまほろば

道の駅 但馬のまほろば
駅長 田中 孝佳

「道の駅 但馬のまほろば」は北近畿豊岡自動車道 山東PA内に店舗があるという立地から、北近畿豊岡自動車道の上下線どちらからでもご利用可能です。また、一般道からのご利用も可能となっております。早期の見直しが必要との意見もお伺いしました。

商品について

直売所では岩津ねぎをはじめ地域の特産野菜や果物、お米、味噌や漬物等の手作り加工食品、パンや焼き菓子、木工品や花卉類まで多くの商品が出荷されており、直売所ならではの多種多様な品ぞろえが、お土産品や地元



出荷者募集中!

当駅の特徴として小規模な出荷も可能となっており、作付け面積が小さい方や新規就農者、農業研修生の方でも、自分が育てた作物であれば出荷していただくことが可能です。

農業を生業とすることを目指している方や、農業に取り組みはじめた方など、たとえ少額であっても農業での収入を得ることができるとして、皆さまの役に立つことができれば幸いです。

出荷者の方が当駅の直売所に出荷するためには出荷者組織である「産直の会」に入会していただく必要があります。現在では朝来市を中心に但馬・丹波・丹後地域から約400軒以上の方が入会しています。

出荷者の属性としては、小規模な兼業農家の方から大規模農業法人、自治協議会や福祉作業所等、有機栽培や水耕栽培と多種多様であり、出荷者の多様性が当駅直売所の品ぞろえの豊かさへと繋がっています。

安心安全に対するお客様のニーズは高まっており、出荷される野菜については栽培履歴の提出を義務付け、販売ケースには出荷者の顔がわかるプレートを取り



編集後記

円安の影響か訪日外国人観光客の数が増えていると報道を毎日耳にしています。

京都では、私道に侵入したり、舞妓さんの写真を撮るために追いかけてたりで迷惑しているとの報道もありました。

静かな街並み、のどかな田園、こんな風景を望むかどうか人それぞれです。

朝来は静かで平穏です。皆さんは如何思われますか。

(大田垣)

農業者年金に
加入しましょう



1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が増えています

詳しくは、農業委員会事務局、またはJAにお問い合わせください。